

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

*** 申請される前に必ずお読みください ***

貸付金制度について

この資金は、母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸付けることを目的としています。また、**貸付金は、必ず償還していただき、それをもとに他の必要な方へ貸付ける仕組み**となっています。



◆この貸付制度を利用できるのは次の方です。（岐阜市除く）

- 母子家庭の母
- 父子家庭の父
- 寡婦及び 40 歳以上の配偶者のいない女子
- 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない 20 歳未満の児童（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金のみ）

◆対象となる資金には次のものがあります。

事業開始、事業継続、就職支度、修学、技能習得、修業、療養、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚資金の 12 種類です。

なお、資金毎に、貸付限度額、貸付期間、償還期間、利子等の条件が異なります。

貸付けを受けるには・・・

◆貸付けを受けるための条件

1. 定められた所得制限以下でなければなりません。
 2. 原則、連帯保証人が 1 名以上必要です。連帯保証人は、県内在住の方で資力と信用を有する方です。
 3. 修学・修業・就職支度・就学支度資金の貸付けについては、貸付申請者とともその児童（子）も連帯借受人として加わらなければなりません。
- ※ 原則、支払い後（授業料・引越料等）の貸付申請については、受付できません。

◆申請手続き

1. 貸付申請書及び必要書類（※1）をお住まいの市福祉事務所（町村にお住まいの方は、県事務所福祉課）に提出してください。受付後、申請者・連帯保証人・連帯借受人の方に貸付けについて面接を行います。
※1：資金の種類により異なります。事前に市福祉事務所・県事務所福祉課にご相談ください。
2. 県で母子父子寡婦福祉資金貸付委員会に諮った後、貸付けの承認・非承認を決定します。

◆貸付金の交付

貸付決定した翌月の 25 日（休日の場合は前日）に指定口座への振込みとなります。
修学資金等の継続貸付資金は、2 回目以降は 5 月と 10 月に 6 ヶ月分毎の貸付けとなります。

◆貸付けの停止

母子家庭（父子家庭又は寡婦）でなくなったときや、岐阜市もしくは他の都道府県へ転出した場合、又は修学、修業、技能習得及び生活資金の借受人やその児童（子）が死亡、又は修学をやめたときは、貸付けは停止されます。

償還方法は・・・

貸付終了（卒業）後、一定の措置期間の後、償還を開始します。

償還方法：月賦・半年賦・年賦（資金の種類により定められています。）

支払期日は償還月の25日（休日の場合は翌日）です。

償還期間：資金ごとに期間が定められています。（最長10年）

納期は
必ずお守り
ください

◆違約金

支払期日までに償還されない場合は、支払期日の翌日から支払日当日までの日数により計算した違約金（延滞元利金額につき5%）（※平成27年3月31日までの違約金計算においては年10.75%）が徴収されます。

◆償還金の支払猶予

災害、盗難、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったとき（ただし、保証人又は連帯借受人が償還できる場合は猶予することはできません）、及び修学、就学支度資金の連帯借受人が引き続き高校・大学等に修学するときは、その卒業まで償還金の支払いを猶予することができます。

◆繰上償還

ご希望により、いつでも繰上償還することができます。

◆一時償還

貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、償還金の支払を怠ったときは、貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することがあります。

その他・・・

◆他制度との関係

修学資金において、日本学生支援機構及びこれに類する県、市町村育英資金を受けている方（受ける予定の方）には貸付けできません。

◆次のような場合には、届け出が必要です。

- 母子家庭（父子家庭又は寡婦）でなくなったとき
- 借受人やその児童（子）が死亡したとき
- 修学等をやめたとき
- 住所、氏名、保証人を変更するとき
- 振込口座の変更、または償還金の口座振替（変更・停止）をするとき
- その他、異動が生じた場合

～ 相談窓口 ～

詳細については、岐阜地域福祉事務所・各県事務所福祉課又は市福祉事務所のひとり親自立支援員又は貸付金担当者におたずねください。